

高座清掃施設組合議会会議録

令和2年第2回定例会

令和2年10月30日

高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

令和2年10月30日（金）午前10時20分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

吉田 義人 君	内藤 幸男 君
齊藤 慶吾 君	熊切 和人 君
三谷 小鶴 君	福地 茂 君
佐竹 百里 君	池亀 幸男 君
松本 春男 君	森下 賢人 君
松澤 堅二 君	たち 登志子 君
守谷 浩一 君	吉田 みな子 君
長瀬 未紗 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

- 日程5 報告第3号 継続費精算報告について（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）
- 日程6 議案第4号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の一部改正について
- 日程7 議案第5号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部改正について
- 日程8 議案第6号 指定管理者の指定の期間の変更について（高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センター）
- 日程9 議案第7号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程10 認定第1号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長	内 野 優	事 務 局 長	石 井 一 義
副 組 合 長	古 塩 政 由	次 長	長 木 村 洋
副 組 合 長	佐 藤 弥 斗	専任参事兼総務課長	小野沢 直 仁
会 計 管 理 者	鴨志田 政 治	施 設 課 長	鴨志田 克 巳
代 表 監 査 委 員	上 原 昌 弘	総 務 課 主 幹	鈴 木 茂

5 出席した事務局職員 3名

総務課副主幹	菊 地 康 之	総務課主任主事	山 田 健 太
総務課主査	渡 部 陽 子		

6 会議の状況 (午前10時20分 開会)

◎副議長（松澤堅二君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和2年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をいただきたいと存じます。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優君） 定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、本定例会にご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年3月より休館しておりました環境プラザは、6月9日より段階的に開放しており、現在では、入場制限はあるものの、ほぼ全ての諸室を利用することができるようになりました。今後もコロナ禍を踏まえた対応を行い、組合が行う環境活動の発信を続けながら、地域文化の発展に寄与するよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年10月30日より長期にわたり休館しておりました屋内温水プールにつきましては、10月1日より再開を始めました。地元の方々をはじめ、これまで利用をお待ちいただいた方々には大変ご迷惑をおかけいたしました。再開後1か月

が経過し、徐々に利用者が戻りつつあると報告を受けておりますが、今後は以前にも増して地域住民に親しまれる施設となるよう努力してまいりたいと考えております。

本日のご提案させていただく案件は、報告1件、議案4件、決算認定1件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎副議長（松澤堅二君） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（松澤堅二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、たち登志子議員、熊切和人議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、副議長において指定いたします。1番吉田義人議員、7番守谷浩一議員、8番長瀬未紗議員、9番内藤幸男議員、10番熊切和人議員。以上でございます。

次に、日程第4 議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（松澤堅二君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（松澤堅二君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に吉田義人議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました吉田義人議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（松澤堅二君） ご異議なしと認めます。よって、吉田義人議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉田義人議員が議長におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました吉田義人議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

〔議長（吉田義人君）登壇〕

◎議長（吉田義人君） ただいま皆様方のご支援により議長にご推挙を賜り、大変光栄に存じます。議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいります。どうぞ今後とも、議員の皆様及び理事者の皆様のご支援、ご指導を賜りますよう心からお願いを申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

〔議長（吉田義人君）降壇〕

◎副議長（松澤堅二君） ありがとうございます。以上をもちまして、私の議長代理としての職務は終わりましたので、吉田議長と交代いたします。

吉田議長、議長席にお着き願います。

◎議長（吉田義人君） それでは、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第5 報告第3号 継続費精算報告について（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）についてでございます。一般会計予算の継続費に係る業務が終了し、継続費精算報告書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第4号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の一部改正についてでございます。本条例の一部改正につきましては、行政財産使用料の納入期限の変更及び文言の整理等を行いたいためでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第5号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例の一部改正につきましては、廃棄物処理手数料の徴収に係る計量単位を改めたいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第8 議案第6号 指定管理者の指定の期間の変更について（高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センター）でございます。これは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定した高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センターの指定管理者の指定の期間を変更したいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第9 議案第7号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正は、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条で債務負担行為の追加を、第3条で地方債の変更をそれぞれ行いたいものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第10 認定第1号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入につきましては、予算現額28億3,687万1,600円に対し、収入済額28億8,143万5,119円でございます。歳出につきましては、予算現額28億3,687万1,600円に対し、支出済額は23億246万2,736円で、歳入歳出差引額は5億7,897万2,383円でございます。翌年度繰越額は7,234万6,000円でございますので、実質収支額は5億662万6,383円となります。この決算につきましては、去る9月17日に監査委員の方々から審査意見書を頂いております。詳

細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（吉田義人君） 組合長の説明が終わりました。それでは初めに、日程第5 報告第3号 継続費精算報告について（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） 報告第3号 継続費精算報告について（周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

継続費として設定をいたしました周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務ほか1件が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきましてご報告をさせていただくものでございます。

2ページをご覧ください。令和元年度高座清掃施設組合一般会計継続費精算報告書でございます。本郷ふれあい公園（第一工区）の整備工事と、その施工監理業務、こちらを精算報告するものでございます。

まず上段でございますが、5款土木費1項都市計画費、周辺環境整備工事（1工区）施工監理業務でございます。これは、平成30年度から令和元年度までの2か年の継続事業でございます。全体計画の年割額の合計1,039万円、実績の支出済額が合計で864万円でございます。財源内訳は、国・県支出金が388万5,000円、地方債が440万円、一般財源が35万5,000円でございます。年割額と支出済額の差につきましては、合計で175万円となっております。

次に、下段でございます。5款土木費1項都市計画費、周辺環境整備工事（1工区）でございます。これは、同じく平成30年度から令和元年度までの2か年の継続事業でございます。全体計画の年割額の合計が4億7,140万円、実績の支出済額が合計で3億8,300万2,020円でございます。こちらの財源内訳は、国・県支出金が2億3,298万6,000円、地方債が1億4,880万円、一般財源が121万6,020円となっております。年割額と支出済額の差でございますが、合計で8,839万7,980円となっております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 質疑はないようですので、質疑を終結したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。報告第3号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますので、ご了承願います。

次に、日程第6 議案第4号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第4号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

まず、第2条は、行政財産使用料の算出基準となる額につきまして、地方税法の規定による固定資産税評価額とするものでございます。これはこれまで、組合長が別に定める土地又は建物の評価額（海老名市長が別に定める土地又は建物の評価額を準用）、つまり固定資産税評価額を基準額としておりましたことから、文言を明確化するものでございます。

次に、第4条の準用規定において「、海老名市道路占用料徴収条例第2条」を「、高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例第12条」に改めるものでございます。これは、土地使用料のうち電柱、看板等について、高座清掃施設組合本郷ふれあい公園に関する条例の中で使用料について規定がなされているためでございます。

次に、条文を1条追加するため、第8条から第10条までを1条ずつ繰下げ、第8条として、使用料の納入について、年額を許可の日から1か月以内とし、使用許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度当該年度分を4月1日から同月末日までに納入しなければならないとするものでございます。

次に、第7条を削り、第6条中「、前2条」を「、第4条及び第6条」に改

め、同条を第7条とし、第5条中「、前条」を「、第4条」に改め、同条を第6条とし、公園に係る土地等の使用料を公園条例の規定によるものとして第5条とするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとし、施行日前までに使用許可等については、なお従前の例によるものでございます。以上、よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 質疑もないようですので質疑を終結いたしますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ないようですので、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（吉田義人君） 挙手全員であります。よって、議案第4号 高座清掃施設組合行政財産使用料条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第5号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） 議案第5号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきまして

は、先ほど組合長から申し上げたとおりでございます。

今回の条例改正は、し尿等の廃棄物処理手数料の算定に当たりまして、従来はその単位をリットルで計量してございましたが、新施設になりまして、現在の計量システムでキログラム単位で計量しておりますことから、計量の単位をキログラムに改めたいものでございます。

8 ページが高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正内容でございます。第9条第3項の表中、し尿等の手数料の欄について、「10リットル」とあるのを「10キログラム」に改め、同条第4項の「10リットル又は」の文言を削るものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたしたいものでございます。大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本春男君） 議案第5号 高座清掃組合廃棄物処理に関する条例の一部改正について、今回の条例というのは、し尿の手数をリットルからキログラム単位に変更するんですけれども、水の場合だったら1Lが1kg。ところが、し尿の場合は、一般的に言われるのは、1Lが1.01kgから1.03kgという比重が出るんじゃないかと言われているんですけれども、現行、そうすると1%から3%ぐらいの値上げというふうになるのか、お聞きします。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 比重に関しましては、確かに議員がおっしゃるとおり、産業廃棄物なんかですと、動物のふん尿は1.0から参考値とされております。また、ほかの報告書などでも、議員のおっしゃられた、大体1.01から1.03という形で示されているところでございます。ただ、このし尿手数料なんですけど、これは今やっております構成市からのし尿については料金を取ってございません。想定されるのは、別の団体・市町村から臨時的に搬入したいという場合に取るものでございます。

事例といたしましては、ちょうど10年前、平成22年から23年にかけて一例ございまして、その際も相手方と、1.1kgを1Lとして計量するという協定を

結びました。そんな中で、今と同じような計量で当時も算定をしてございました。そうしたこともございますので、今回の改正では手数料の変更は考えてございません。以上です。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） 今の次長の説明で納得しました。それでは、現在のし尿の施設が数年前にできているんですけれども、10年間ほかから持ってきていないといふので、構成市のし尿は量っていなかったのか。量っていればリットルだったのかキログラムか、その点をお聞きします。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） お金は取っていませんけれども、計量はやってございます。その単位はリットル、キロリットルで計量してございました。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） そうすると、現在のし尿のところは、容量でも重量でも両方量れる機械がついているということによろしいのか。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 前はそういった量で量りましたけれども、今はごみと一緒に、計量機の前を通過して重さを量ってもらってという形でやってございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑もないようですので質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（吉田義人君） 挙手全員であります。よって、議案第5号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第6号 指定管理者の指定の期間の変更について（高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センター）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第6号 指定管理者の指定の期間の変更について（高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センター）のご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センターは、平成18年度から指定管理者制度の導入による管理運営を行っております。現行の指定期間は令和3年3月31日までとなっていることから、次期指定管理者の選定の事務を今年度中に実施をする予定でありました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、今後の状況が不確定な中、感染症対策費用等の算定や適正な指定管理料等の積算が困難であること、また、現在の状況下で公募を行おうとする場合、応募する業者が少ないこと等が想定されることから、現在の指定管理者の指定の期間の変更を行いたいものでございます。

10ページをご覧くださいと存じます。管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。名称は高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センター、位置は海老名市本郷28番地の1及び海老名市本郷295番地の5でございます。

次に、指定管理者の団体の名称は、現在の指定管理者でありますFun Space・オーチャー運営企業体でございます。代表者がFun Space株式会社代表取締役社長鈴木茂、住所は東京都渋谷区代々木二丁目18番3号、構成員が株式会社オーチャー代表取締役椎原正尚、住所は神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番20号でござ

ございます。

指定の期間の変更は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までを、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに変更するものでございます。以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 今回、指定管理の延長ということで質問いたします。まず1点目なんですけど、公からも、新しい生活様式がコロナ禍を経て発信されているように、フィジカルディスタンス、身体的な距離を取ったり、密を避ける、こういうようなことはしばらく続くと考えられます。指定管理者を1年延長することで、適切な指定管理料を果たして積算できるのでしょうか。この1年間で維持管理費、運営費、どのように見積っていくお考えがあるのか伺います。

2点目なんですけれども、このコロナの影響で指定管理料の積算が難しい一番の理由は、消毒などの物品購入などよりも、指定管理者の自主事業や利用料収入の減少など、これまでのようにいなくなる。現時点でも利用者を50%までに制限しているように、収益がなかなか上がらない、そういったことで指定管理料がなかなか見込めないということがあると私は認識しているんですが、組合のご見解を伺います。

最後、3点目なんですけど、この指定管理期間の延長を決めるに当たって、一旦直営に戻して、コロナ禍が落ち着くまで年度ごとの委託事業にすることについては検討されたのでしょうか、伺います。以上3点、まずお願いします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） まず1点目の、1年で適切な指定管理料が積算できるのかというご質問ですけども、これにつきましては、先ほど冒頭で組合長から話がありましたけれども、プールにつきましては10月から再度オープン、再開しまして、今、現状等を見ております。こういった今後の推移を見守りながら、また、他の団体、あるいは施設等の状況も情報収集しながら、来年1年かけて、来年までに使用料の算出をしていきたいというふうに思っております。

あと2点目の利用料収入の関係ですけども、私ども、やはりその算定が一

番難しいのかなというふうには思っております。その辺は、1点目ともかぶりま
すけれども、今後の状況を見ながら、指定管理者とも協議しながら、見極めてい
きたいと思っております。

あと3点目の委託について検討したのかということでございますけれども、委
託については検討はしておりません。

◎議長（吉田義人君） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） では2問目、質問いたします。10月1日からプールが再開
していますけれども、この高座のプール教室を利用している方から、料金がこれ
までの3割ぐらい高くなった、これでは利用者が減るんじゃないかというご意見
をいただいております。先ほども申し上げましたけれども、利用人数を50%減ら
してプールを再開していますので、利用料金の収入も減って、自主事業を値上げ
せざるを得ない状況なのではないでしょうか。運営が厳しいと事業者から相談などがある
のでしょうか、お聞きいたします。

2点目、指定管理のメリットは、事業者の企業ノウハウを生かして高サービス
低コストであるはずですが、このコロナで、密を避けるために利用人数の
制限をすれば収入減は避けられず、自主事業の料金を値上げするというのは、指
定管理のメリットが生かされてこないのではないかと考えます。事業者にとって
のメリットも少なくなっていると考えますけれども、高座の組合のご認識を伺い
ます。

3点目なんですけれども、1年延長の理由の1つが、ほかの事業者が応募してく
ることが少ないんじゃないかという想定だとおっしゃってございましたけれども、
実際に指定管理の応募の際に、1事業者しか手を挙げてきていないという現状が
続いているかと思えます。そのことは延長する理由にならないんじゃないかと思
うんですけれども、この1年通して複数の事業者に手を挙げてもらうためにもど
のような取組みをしていくのか、ご見解を伺います。以上です。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 指定管理者、その制度そのものは、使用料等について
も指定管理者が定めることができます。自主事業については特にそうでありま
す。それが高いか安いかわかるのは利用者が判断することであって、では、今ま
で教室をやったのが高かったのか安かったのかという問題があります。しかしな

がら、先ほど言われたのは、直営にすべきだという話がありましたけれども、直営にしたら教室なんかできません、はっきり言って。なぜかという、それだけのノウハウが直営の部分にありません。だから、そういった部分でやると、指定管理者が管理することによって、いろいろな面のメリットがあるからこそやるわけであって、よって、指定管理者が30%上げたから、人数が少なくなれば、その辺は考えざるを得ないというふうに思っています。

例えば一例を挙げますと、海老名にビナスポという健康のプールがあります。そのプールを造ったときに、近くにルネサンスといういわゆるフィットネスクラブがありました。そのときは1万円ぐらいの会費でありましたけれども、ビナスポができたおかげで高齢者がそっちへと移りました。そうしたら、平日会員は6時までは5,000円にしました。そうしたら綾瀬の人から、そうやって多くの方が見えまして。そういった部分でいくと、指定管理そのものについては、その民間の判断の中でやられることであって、私どもは高い安い、それが大幅に高いなら別ですけれども、そういった部分のソーシャルディスタンスを設けながら、いわゆる人数が少ないということは質的な向上が求められることは確かであります。30人いたところが15人になれば個人指導的なものができるわけでありますから、そういった部分も高くなると私は思います。これは指定管理者の判断に任せべきだというふうに思っています。そういった部分。

あと、収入がどうかという問題がありますけれども、私ども、今後、指定管理を延長するに当たって、今回、海老名市もそうでありますけれども、この特に高座は、数か月間プールを閉鎖していたという形であります。これは指定管理の責任ではなくて、高座清掃施設組合の事業として補修したということでありますから、それだけの条件がありますから、当然継続をしていく。向こうも何年間という中で、もう相当な期間でありますから、相当な問題が出てきます。その部分には継続する理由があるだろうというふうに思っています。

あとは、いわゆる競争の原理で、1者しかないというのは1者しかありません。それは海老名の中央図書館等も1者しかありません。それはその中で民間がどうやって判断していくかという問題であって、私どもはこれから多くの民間の方が参入してほしいと思いますけれども、それは入札制度の中でやっているわけでありますから、その現状は現状として踏まえていきたいというふうに思いま

す。以上であります。

◎議長（吉田義人君） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） これは指定管理のそもそもの議論になるのかもしれないんですけども、やっぱりプールが教室が前提なのかということだと思っんです。この管理に1億以上の指定管理料が注ぎ込まれ、その質を維持するには、やはり高座からの指定管理料を上げざるを得ない状況になるんじゃないかなと思っんです。そのための指定管理料の積算については、まず教室とか自主事業とか、そういうものを除いたプールを運営、維持管理するため幾らかかるんだということとちゃんと高座側で示すことが必要だと思っんですけれども、そういったことを1年かけて果たしてできるのか、それについての認識を改めてお聞きしたいのと、あと、実際、10月1日からのプールの再開で自主事業が値上がりしているんでしょうか。それは私、市民の方からそう聞かれていますけど、高座の組合としてそういった認識は持っていらっしゃるのか、それについてお聞きして、質問いたします。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 吉田議員とは根本的に合わないと思いますから、見解の相違だと私は思っています。指定管理そのものについては、私どもは、はっきり言って、民間ができることは民間にやっていくということで地方自治法の改正がありました。そういった中でいろいろやっています。そういった中でこれだけは求められるのは、最少の経費で最大の効果を上げていくという形であります。

その中で、今回、民間が提案する自主事業とか仕様書がいろいろ出てきます。私どもは、管理する上に当たって最低限の管理運営の仕様書でやります。その中で、指定管理が魅力あるものを持ってくるわけでありまして。それについては、その使用料について、自主事業をやる分に当たっての経費をうちが出せる訳ではありません。それは自主事業である以上は、向こうが自分のところの経費の中で、儲けの中でやっていくわけです。そういった部分では、いわゆる実質的な経費は上がっていかないというのが本来の姿であります。

しかしながら、今回、様々な点で、私どもが言っているのは、前の高座のプールと現状のプールの利用者を見ていただければ分かります。昔はお子さんたちはいませんでした。昔は高齢者ばかり、それも来る人は5割以上が海老名、綾瀬、

座間だったらいいですよ。藤沢の人とかがわあっと来ている。それでつい最近、2年前でありますけれども、車上荒らしがありました。そのときに、車の中のバッグから100万円と、1週間後に70万円の被害がありました。それは海老名、綾瀬、座間の市民かという藤沢の市民なんです。そのために駐車場に防犯カメラをつけた。

今後、そういった部分がありますけれども、私ども、いわゆる指定管理者がやる分に当たってはサービス向上が基本であります。そのサービス向上をやる上に当たって、行政が果たす役割については払うべきだと思います。しかし、自主事業等についてやる分については指定管理の判断でありますから、そういった部分で指定管理の活用を図っていくというのが現状であります。そういった部分であります。だから、根本的に指定管理者が反対であるから質問をされると見解の相違であります。以上であります。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑もないようですので質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） まず、今、組合長から見解の相違というふうにおっしゃいましたが……（「討論です」と呼ぶ者あり）今、討論です。私の討論の時間です。見解の相違とおっしゃいましたけれども、そういう見解の相違とかではなくて、それぞれの議員一人一人が質疑をしているので、真摯に答えていただきたいと思っております。

私は、この指定管理の延長は、よほどの理由がない限りすべきではないと考えております。コロナ禍は今後も続くことが予想され、来年度もどうなっているかわかりません。指定管理期間は3年から5年が通常ですが、先が見通せず、利用料金など収益をコロナ以前のように上げられなければ、事業者も指定管理料を上

げなければ指定管理者になるメリットがありません。1年間の延長をして状況がよくなっていると見通しが持てると思えず、何のために指定管理の延長という例外を適用することにしたのか、判然としません。例外を適用することについては、もっと慎重であるべきです。

今後の公共施設の運営をコロナ禍を経たものにするためにも、指定管理者制度を前提にしないことが必要と考えます。具体的に言えば、現在の指定管理料は、指定管理者の収益を維持管理コストから差し引いて、必要経費を組合が支出していると思いますが、純粋なプールの維持管理経費を組合側がきちんと算出し、直営にするということです。指定管理者は民間企業のため、収益が上がらなければ手を挙げません。無理に手を挙げてもらおうとすれば、利用料金の値上げをするか、私たちには見えないところで維持管理コストを削減するしかなくなります。指定管理者制度では、運営や維持管理の中身をきちんとチェックできないことが大きな問題です。市民サービスの低下を招くことがあってはなりません。

以上の理由から、指定管理の期間の延長を反対いたします。事業者任せではなく、組合が責任を持ってプールの管理運営ができるようにするためにも、運営・維持管理コストの試算をきちんと行うこと、また、プールの建て替えるべきではないオープンな議論を今後行っていくことを求め、討論といたします。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 最後に反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（吉田義人君） 挙手多数であります。よって、議案第6号 指定管理者の指定の期間の変更について（高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センター）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第7号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） それでは、議案第7号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正で歳入でございます。各款の補正額でご説明申し上げます。

4款県支出金5,510万円の増、8款組合債5,510万円の減でございます。歳入合計の補正額はゼロでございます。

3ページをご覧ください。歳出でございます。こちらも補正額でご説明いたします。4款衛生費215万円の増、8款予備費215万円の減でございます。歳出合計の補正額はゼロでございます。

4ページをお開きください。第2表 債務負担行為補正でございます。これは、高座施設組合の屋内温水プールと本郷老人福祉センターの指定管理者の指定期間を1年間延長したいことから追加をするものでございます。期間が令和3年度、限度額は1億4,820万4,000円でございます。

続きまして、第3表 地方債補正でございます。これは、市町村自治基盤強化総合補助金の取扱いにつきまして神奈川県と協議を重ねてきました結果、この県補助金が増額と決定されたことに伴いまして、地方債の限度額を変更したいというものでございます。限度額でございますが、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事が3億2,170万円から2億7,710万円に、また、本郷ふれあい公園整備事業が1億6,590万円から1億5,540万円に、それぞれ減額をいたしたいものでございます。

5ページからが歳出補正予算事項別明細でございますが、8、9ページをお開きください。歳入でございます。

4款県支出金1項県補助金1目土木費県補助金1,050万円の増でございますが、こちらは、本郷ふれあい公園整備事業につきまして、決定された県補助金が当初想定していました補助金の予算額を上回って交付決定されたものですので、その増加分を増額したいものでございます。

同じく2目衛生費県補助金4,460万円の増は、旧排水処理施設と粗大ごみ処理施設解体工事におきまして、県補助金の対象となる旨、県と協議が調いましたので、増額いたしたいものでございます。

続きまして、8款組合債1項組合債1目衛生債4,460万円の減、2目土木債1,050万円の減は、今申し上げました県補助金が増額したことに伴いまして、組合債を減額したいものでございます。

10ページ、11ページをご覧くださいませでしょうか。歳出でございます。

4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費215万円の増でございます。こちらは、現在進めてございます本郷ふれあい公園の第二工区的设计とか積算業務のために、こうした知識、経験を持つパートタイム会計年度任用職員1名を採用いたしましたので、この職員の報酬、職員手当等を増額いたしたいものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。8款予備費1項予備費1目予備費、こちらは、今申し上げました清掃総務費215万円を減額するものでございます。

14ページ以降から給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷議員。

◎（守谷浩一君） 議案の補正予算の10、11ページで4款1項1目の清掃総務費で、今、説明の最後にありました、フルタイムでなくパートタイムの会計年度任用職員ということですが、週何日で何時から何時、そして期末手当額の計算はどうなっているのか伺います。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） パートタイムでございますけれども、この職員につきましては週5日、勤務時間は8時30分から17時までで、期末手当につきましては1.3月を基本として、現実的には期間率等でございますけれども、通常の会計年度任用職員と同じで考えてございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 今の質疑にちょっと関連しますけれども、8時半から17時、あと15分延びれば通常のフルタイムだと思うんです。違いますか、17時ですよ。やっぱりこれは通常のフルタイム勤務と同じなんですよね。だから、会計年度任用職員のパートタイム、海老名もそうですけれども、組合もそれに準じているところが大きいのかなと思うんですが、しっかりと仕事をしていただくため

にも、パートではない会計年度任用職員が必要だと思うんですが、そうした議論や、また、今後の考え方についてどのようにお考えか伺います。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 今回の採用につきましては、パートタイムという中で、今、海老名の状況などをおっしゃられましたけれども、やはり業務の中で業務補助、事務補助というか、専門知識を持ってございますけれども、あくまでも会計年度任用職員ということで、正規職員の補助という形で捉えておりますので、今回、時間につきましては、こうした形で任用したものでございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 今回のこの会計年度任用職員の方は、事前の聞き取りの中では、公園の設計、積算について、土木の専門知識のある方を会計年度任用職員で雇用したと聞いています。高座の職員でそういう土木の積算ができないから、会計年度任用職員の土木の知識を持っている方が入っていると思いますが、先ほどの次長のご答弁では少し矛盾があると思うんです。補助なのか、それともその方に土木の積算をお任せしているのではないのでしょうか、伺います。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） あくまでもその部分を補助していただくという形も考えられますけれども、時間につきましても、日中の時間は当然一緒に共同してやっただけでございます。その中できちんと専門分野を補助していただきたいという考えでございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 今年度は8月末からの中途だったと思いますが、この公園に関してはまだ来年度も引き続きあるかと思っておりますので、やはりその会計年度任用職員の処遇については、フルタイム同様の仕事をしている方について、パートタイムではないあり方をきちんと議論していただきたいと思うんですが、最後いかがでしょうか。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 業務の状況その他を考えまして、人事につきましては、状況に応じて判断をしてまいりたいと考えてございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。松本議員。

◎（松本春男君） 会計年度任用職員の関係で確認しますけれども、この施設を造るときは各市から1人ずつ専門技術者も来たんですけれども、今まで専門技術者は、それ以外は一人も置かなかつた。それはどうしてそうだったのか、その理由をお聞きします。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 建設の際はそういった事例があつたということは承知してございます。今回は、業務の内容等につきまして、また、どんな人材がいるのかという状況を総合的に判断いたしまして、こうした結果になつたという形でございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） 決算でも後でやりますけれども、本郷ふれあい公園の第一期をやるときに、三市から出ている職員の人たちはほとんどこの建物をやって、本郷ふれあい公園のほうは技術者は誰もやらないで、事務屋さんだけでやつたとなっているんですけれども、どうして施設を造るのに技術者を置かなかつたのかと聞いているんです。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） こちらの工場の第一のとき、合わせて3人、各市から1人ずつ来てもらいましたけれども、そのほかにも、当時、再任用という形ですけれども、技術職を入れてございますので、兼務させた形でやっておりました。以上です。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） この問題はここでやるしかないから、私が昨年、情報をいろいろ聞いたときの話では、専門職の人はいなくて、公園のほうは事務職でやつたという話だったんです。今の話だと、公園のときに、昨年やるときには技術職はいたのかどうか。それだけ確認して終わります。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 今申し上げましたとおり、各市から1名ずつ……。

◎（松本春男君） いや、それ以外に。

◎次長（木村 洋君） 以外に、再任用で1名、技術の専門職、知識を持った者を任用してございました。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（吉田義人君） 挙手多数であります。よって、議案第7号 令和2年度高座清掃施設一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 認定第1号 令和元年度高座清掃施設組一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局長の報告を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、認定第1号 令和元年度高座清掃施設組一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書をご覧いただきたいと存じます。決算書の2、3ページをお開きください。歳入でございます。主に収入済額でご説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金は、収入済額14億1,874万7,000円でございます。収入済額の内訳でございますが、運営費分担金12億4,048万6,000円、建設費分担金1億4,402万8,000円、周辺環境整備費分担金3,423万3,000円でございます。前年度と比較しますと、2億6,252万3,000円、15.6%の減少となりました。これは、塵芥処理施設等の完成に伴います建設費分担金の減及び旧施設の維持管理経費の縮減による運営費分担金の減、本郷ふれあい公園整備事業の対象事業費増加に伴い国

庫支出金が増額したことにより、これら特定財源を差し引く周辺環境整備分担金が減額したものでございます。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 4 億 5,896 万 1,732 円でございます。収入済額の内訳でございますが、1 項使用料 148 万 9,482 円、2 項手数料 4 億 5,747 万 2,250 円でございます。前年度と比較しますと、736 万 5,733 円、1.6%の減少でございます。これは事業系一般廃棄物処理手数料の減額によるものでございます。

3 款国庫支出金は、収入済額 1 億 6,949 万円でございます。前年度と比較しますと、27 億 2,583 万 5,000 円、94.1%の減少でございます。これは、塵芥処理施設等建設事業の完了に伴い、循環型社会形成推進交付金等が皆減したことによるものでございます。

4 款県支出金は、収入済額 1,784 万 6,000 円でございます。前年度と比較しますと、2 億 8,215 万 4,000 円、94.1%の減少でございます。こちらも国庫支出金と同様に、塵芥処理施設等建設事業の完了によるものでございます。

5 款繰越金は、収入済額 6 億 1,447 万 3,189 円でございます。前年度と比較しますと、2 億 806 万 9,955 円、51.2%の増加となりました。これは純繰越金の増額によるものでございます。

6 款諸収入は、収入済額 6,201 万 7,198 円でございます。収入済額の内訳でございますが、1 項組合預金利子 1 万 5,123 円、2 項雑入 6,200 万 2,075 円でございます。前年度と比較しますと、3,211 万 9,059 円、107.4%の増加となりました。これはマテリアルリサイクル施設火災に伴います保険金でございます。

7 款組合債は、収入済額 1 億 3,990 万円でございます。前年度と比較しますと、55 億 8,500 万円、97.6%の減少となりました。これは、塵芥処理施設等建設事業の完了に伴い、衛生債が皆減したことによるものでございます。

歳入合計でございますが、収入済額 28 億 8,143 万 5,119 円、不納欠損額、収入未済額ともございません。前年度収入済額と比較しますと、86 億 2,268 万 8,719 円、75%の減少となりました。

続きまして、4、5 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。こちらも主に支出済額で説明をさせていただきます。

1 款議会費は、組合議会の運営に要する経費で、支出済額 106 万 4,475 円、前年度と比較しますと、3 万 205 円、2.9%の増加となりました。

2 款総務費は、総務関係の管理運営に要する経費で、支出済額 3 億 2,103 万 5,606 円、翌年度繰越額は 210 万円でございます。前年度と比較しますと、8,988 万 6,487 円、21.9%の減少となりました。支出済額の内訳でございますが、1 項総務管理費 3 億 2,094 万 1,257 円、2 項監査委員費 9 万 4,349 円でございます。主な支出は、総務課所属職員の人件費、最終処分場等の土地借料、海老名市への交付金、電算機借料、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設等旧施設解体予備調査業務でございます。

3 款民生費は、本郷老人福祉センターの維持管理に要する経費で、支出済額 2,576 万 900 円、前年度と比較しますと、179 万 7,476 円、7.5%の増加となりました。主な支出は指定管理料でございます。

4 款衛生費は、ごみ処理施設等に関する経費で、支出済額 13 億 6,794 万 9,616 円、前年度と比較しますと、87 億 4,110 万 8,421 円、86.5%の減少となりました。主な支出は、施設課職員の人件費、マテリアルリサイクル施設火災緊急復旧業務、塵芥処理施設等管理運営業務でございます。

5 款土木費は、公園整備等に要する経費で、支出済額 3 億 3,187 万 4,098 円、前年度と比較しますと、1 億 8,149 万 1,851 円、120.7%の増加となりました。主な支出は、本郷ふれあい公園整備（第二工区）に伴います建物等損失補償額算定業務、本郷ふれあい公園（第一工区）整備工事及び同工事施工監理業務でございます。

6 款教育費は、屋内温水プールの維持管理に要する経費で、支出済額 1 億 1,006 万 2,644 円、翌年度繰越額は 7,024 万 6,000 円でございます。前年度と比較しますと、1,111 万 9,194 円、9.2%の減少となりました。主な支出は、屋内温水プール設備補修及び指定管理料等でございます。翌年度繰越額 7,024 万 6,000 円は、屋内温水プール特定天井撤去工事でございます。

7 款公債費は、水処理施設建設事業、塵芥処理施設等建設事業及び本郷ふれあい公園整備事業に関する償還元金と利子で、支出済額 1 億 4,471 万 5,397 円、前年度と比較しますと、7,160 万 6,657 円、97.9%の増加となりました。

8 款予備費の支出はございません。

歳出合計でございますが、支出済額 23 億 246 万 2,736 円、翌年度繰越額 7,234 万 6,000 円、不用額 4 億 6,206 万 2,864 円でございます。前年度と比較いたします

と、85億8,718万7,913円、78.9%の減少となりました。欄外になりますが、歳入歳出差引残額は5億7,897万2,383円でございます。

8ページから45ページまでは、令和元年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

48ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は28億8,143万5,000円、歳出総額は23億246万3,000円、歳入歳出差引額は5億7,897万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、繰越明許費繰越額は7,234万6,000円、継続費通次繰越額及び事故繰越繰越額はございません。合計7,234万6,000円で、実質収支額は5億662万6,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額はございません。

50ページ以降に財産に関する調書を記載させていただいております。

また、別冊で監査委員の審査意見書、歳入歳出決算説明資料等を提出させていただいておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 本決算については監査委員の審査を受けておりますので、代表監査委員より審査結果について総括的なご報告を願います。代表監査委員。

◎代表監査委員（上原昌弘君） では、ご指名いただきましたので、ご説明させていただきます。

令和元年度の組合の一般会計歳入歳出決算につきましては、齊藤監査委員と審査を行い、審査意見書として取りまとめましたので、ご報告いたします。

意見書の1ページをお開き願います。4の審査の結果についてまず申し上げたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書、関連する明細書及び調書は、いずれも関係法令の定めるところに従って作成されており、金額は正確に記載されておりました。また、本会計の予算の執行も、全般的に効率的かつ適正に行われているものと認められました。以上が結論でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。決算審査に当たり、(1)組合の沿革と現状等として、組合の設立から、処理施設の更新経過、それから余熱利用施設の本郷荘、温水プール等の状況、それから塵芥処理施設の管理運営のSPCへの

委託化、令和元年度の概略及び今後の課題を記載してございます。

次に、3ページに移りまして、(2)概要でございます。16ページまで、歳入歳出決算状況、歳入及び歳出の款別説明等を記載してございますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

続きまして、17ページをお開き願います。むすびといたしまして、当年度の決算状況、それから事業状況、要望事項を記載しておりますので、その要点をご説明させていただきます。

まず、決算状況でございますが、平成30年度で塵芥処理施設等建設事業が完了したことから、歳入総額は、前年度比の約25%に当たる28億8,143万円となり、前年度に比べ86億円減少しております。一方、歳出総額は、前年度比の約21%に相当する23億246万円となり、前年度に比べ85億ほど減少して、歳入歳出決算額は大幅に減少してございます。

続きまして、事業状況でございますが、本年度のごみ搬入量は7万5026tとなり、前年度と比べ47tの微増となっております。ここ数年の傾向としてほぼ横並びの数値になっております。内訳別に前年度と比較すると、家庭系可燃物は615t減少し、事業系可燃物も331t減少しましたが、不燃物及び粗大ごみが増加したことにより、総量が47t増加し、前年度比0.1%の増加でございました。

次に、ごみの削減状況でございますが、組合を構成する三市では、平成12年度を基準として令和3年度までに30%の削減とする目標を設定しておりますが、当年度の削減率は16.6%にとどまっております。更新した塵芥処理施設の処理能力を超過することのないよう、ごみ削減に係る目標達成に向けて、構成三市のより一層の努力が必要と思っております。

また、当年度発生したマテリアルリサイクル施設火災事故の原因と思われるリチウムイオン電池は搬入不適物ですが、不燃ごみとして搬入される小型家電等に含まれていることから、施設を安全安定に稼働させるためにも、搬入前の分別等を徹底する取組もまた重要であると思っております。

次に、関連施設について申し上げます。屋内温水プール及び本郷老人福祉センターの利用者数は、温水プールが9万8,152人となり、前年度に比べ4万7,017人減少し、本郷老人福祉センターは6,650人となり、前年度に比べ806人減少しております。この減少理由は、屋内温水プールは天井の落下の可能性が判明したため

休館し、本郷老人福祉センターは新型コロナウイルス感染拡大防止措置により休館したためであります。また、今年度開館した環境プラザも、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により休館したため、利用者は1万313人となっております。

それでは最後に、要望事項でございます。今年度から塵芥処理施設等の運転、維持管理は民間事業者へ委託しています。委託化することで運営・維持管理費は抑制されていますが、施設更新に伴い借り入れた地方債等の償還が開始されたことから、公債費は倍増しております。また、今後、周辺環境整備事業として本郷ふれあい公園（第二工区）、旧処理施設解体等、多大な費用を要する事業も予定されていますので、構成三市の財政負担は増加することが想定されます。

こうした状況の中、ごみの削減率は計画に対して停滞している現実がありますが、脱プラスチックの動きも踏まえ、ごみの分別に対する意識の向上を図りつつ、新施設の処理能力を勘案して、ごみ削減を進めるための実効性の高い取組が最も重要と思われれます。また、火災等により塵芥処理施設等が運転停止にならないよう、搬入不適物の徹底排除に向けた施策の実施も重要であると考えます。このあたりの対応を適切に行えなかった場合、将来のリスクとしては、ごみ搬入量が塵芥処理施設等の処理能力を超過、または運転停止となった場合には、処理費用の増加等、新たな課題となり得ることが懸念されます。構成三市から排出される一般廃棄物の処理を安全、安定的に行うことは、組合の当然の任ではありますが、組合運営は構成三市民からの税金により賄われていることを念頭に、ごみ削減及び分別について、組合と各構成三市に実情に応じた取組とその実行を強く要望します。

昭和42年から50年間、構成三市からの一般廃棄物の処理を担い、今年度から高座クリーンセンターとして歩み始めたところではありますが、役割を終えた処理施設の解体撤去及び既存施設の更新、公園整備等のほか、敦賀市との訴訟も継続中であり、今後も多大な事業費用が見込まれます。日常の市民生活に欠かせない一般廃棄物処理業務をこれからも円滑に進めるため、構成三市とスクラムを組んで、清掃業務に取り組むとともに、周辺住民の皆さんとの信頼関係を堅持しながら、組合の事業運営に尽力されることを期待します。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 報告が終わりました。これより決算についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷議員。

◎（守谷浩一君） まず1点目ですが、決算書17ページの総務費の中の13節委託料で、訴訟代理業務などキンキクリーンセンターの最終処分場問題と思われるものがあります。それで、敦賀市の民間最終処分場の費用負担問題について、本年9月、裁判長の和解提案が同意に至らなかったことなどが議員への資料配付でつかめるわけですけれども、本年12月には最終弁論が予定されているということも聞きました。そういうことを受けまして、それぞれ三市に、いよいよ決着がつきそうだということを伝えていくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

2点目が23ページ、塵芥処理施設建設に伴う生活環境影響事後調査業務の690万8,000円ですが、成果物はもうできていると思います。当該決算年度での内容、排ガスとか焼却灰などの詳細を、時間の関係もあると思いますので言っていて、調査書の成果を伺います。

3点目は31ページ、塵芥処理施設等管理運営業務委託8億3,230万4,473円ですけれども、DBO方式で高座エコクリエーション株式会社。20年間だったと思いますが、維持管理料として幾らなのか。コロナ対策は、先ほどの前任者でもやり取りがありましたけれども、追加費用の対応をどうするのか。その際に業者との契約事項があると思いますので、どの項目に照らして、協議をどのように進めていくのか伺います。

最後、4点目ですが、31ページ、火災緊急復旧業務の6,034万6,000円について、マテリアルリサイクル施設での火災の対策内容と、各対策の保険対象部分と対象外の部分を含めて、その費用や内訳を伺います。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、1点目の裁判の関係についてご答弁をさせていただきます。現在、この裁判につきましては、9月に進行協議というのがございまして、その中で、正式な和解の提案ではなくて、和解を検討できるかというような意向調査、意向の打診がございました。その中で、私どものほうとしては、今後、続くであろう水処理施設の経費については、一時金のような形で、和解に当たって一括で終わりにしたいというような条件というか、お話しさせていただいて、相手側、原告のほうは、それはのめない、そういうことであれば和解の提案は受けられない、要は和解協議に応じられないというような趣旨の回答がありまして、その結果、裁判長のほうから、今回は12月に最終弁論を行うとい

うような話がありまして、うちのほうの担当弁護士等の見解でいくと、12月の最終弁論ということであれば、恐らく年度内に判決があるのではないかというのが今の状況です。この判決の内容によりましてどうなるのか、そこで裁判が終わるのか、高裁に行くのかということになると思いますので、その判決の内容によりまして、またご報告、ご相談をしていきたいというふうに思っております。1点目については以上です。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） それでは、2点目、3点目のお答えをさせていただきます。まず最初に、塵芥処理施設に伴う生活環境影響事後調査ということでございます。こちらの調査項目につきましては、排ガス、焼却主灰、飛灰処理物、飛灰、鉄・アルミ、これは純度になります。放流水、騒音、振動、悪臭、以上それぞれ詳細な分析をいたしました。この調査結果を基に、公害防止基準及び管理している基準等と比較いたしまして判断をしております。排ガス等につきましては、全ての項目において比較値を下回っております。ただし、2号炉の焼却主灰におきましては、鉛の値が埋立基準値で0.3mg/Lに対しまして0.42mg/Lと基準値を上回っておりますが、組合では埋立処分は行っており、資源化しているため、こちらについては問題ございません。成果といたしまして、新施設は問題なく稼働していることがこれで確認が取れました。

続きまして、塵芥処理施設運営管理業務委託についてでございます。こちらは20年間の業務委託料といたしまして139億400万円。これは税込みでございますが20年間の契約額でございます。ただし、この中で、運営業務委託費のうち運営変動費、薬剤や焼却主灰などの処理に関わる費用でございますが、こちらは社会情勢によって変わりますので、毎年見直しを行っております。

次に、令和元年度につきまして、コロナ対策の追加費用は発生してございません。今年度はコロナ対策を追加で行っているため、新ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務委託契約書の中の第87条に「本契約に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定める。」とございます。これに基づいて現在協議をしているところでございます。

火災の関係のご質問ですけれども、まず最初、原因となる場所の物質につきましては、消防、警察による現場検証では原因物質の特定ができませんでした。

ただ、火災の原因はリチウムイオン電池というふうに考えられております。

また、再発防止につきましては、SPC、高座エコクリエーションの負担で行っております。内容につきましては、今回火元となったNo.2粗大ごみ・不燃ごみ供給コンベヤの上部に温度計、温度警報器及び散水ノズルを2か所設置。また、鉄類、アルミ類、不燃残渣各貯留ヤードへの監視カメラの設置、また、そこへの散水用の電磁弁の設置。これに合わせまして、中央制御室、こちらは24時間監視をしているところがございますが、ここに監視用のテレビモニターを設置及び散水装置の遠隔操作等ができるものを設置しております。こちらのかかった費用につきましては、一式で990万円と聞いております。

火災復旧にこれ以外の予算上計上しております6,034万6,000円につきましては、組合の火災保険での支出となっております。内訳につきましては、別紙で事前にお配りさせていただきました令和元年度火災保険金内訳書、こちらが組合側で負担したものとなっております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 守谷議員。

◎（守谷浩一君） ありがとうございます。1点目のところですが、高座ニュースで、建設するまでは、三市のところにいるいろいろ途中経過を出していたわけですね。そういったところから、同じ内容ではないですけれども、いよいよ最終弁論だという点などは、また、先ほどあった進行協議のことは、ヒアリングの中でこうなったということは、関係市民に伝えるべきではないかという意図なわけですね。見解を伺います。

最後の4番目といいますか、火災の対策のところ、もちろん議員には配られました、議場ですので改めて、全部は時間の関係があると思うので、例えば大きいものの金額と内容などは言っていないかと。よろしくをお願いします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 1点目の高座ニュースの関係なんですけれども、たしかあれば、今のこの施設を建設するとき、その建設の状況をお知らせするために建設会社が作っていたものでして、うちのほうで出していたものではないので、特に裁判についてはあれにももちろん出ていなかったですし、うちのほうとしたり、また別な形でということになるかなと思います。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 今回の火災の保険金のそれぞれの詳細と支出内容でございます。総額のうち、まず工場棟のところでございますが、鉄筋コンクリート鉄骨造、そこにかかっている保険金ですけれども、646万7,356円。こちらは機械室天井の照明器具とか、火災報知器の感知器、電装系ケーブルコンセントの火災による交換、あとホイストクレーンなど消火活動により水没した機器の交換がこの費用でございます。

続きまして、No.1粗大ごみ・不燃ごみ供給コンベヤ、こちらが保険金額として10万4,620円。こちらの中身、詳細といたしまして、過量検知器と爆発検知リミットスイッチ、I T V、テレビ等消火活動により水没したものの交換であります。

続きまして、No.2粗大ごみ・不燃ごみ供給コンベヤ、こちらが2,152万4,100円。こちらはコンベヤの側壁、ケーシングの回りのカバーですけれども、こういったものと、その天蓋の焼損によるひずみが発生しましたので、これの交換費用でございます。

続きまして、低速回転破砕機、こちらが177万6,779円でございます。こちらは制御盤や計装機器等、消火活動による水没のための交換と、または火によりケーシング等の焼損、損傷によるひずみ、塗装などが剥がれたことにより、こちらを交換した費用でございます。

続きまして、高速回転破砕機、こちらが2,931万1,109円でございます。こちらの詳細につきましては、内部のゴムノレンやグラスウール焼損のため交換しています。電動機オーバーホール、制御盤の点検・清掃、I T V、計装系が消火活動により水没したために交換、また、投入フード焼損のひずみにより交換をいたしました。あと、爆風ダクトは塗装が剥がれたことにより、これの塗装を実施しております。

続きまして、吸引フード、ダクトの関係です。こちらが8万695円。こちらはリミットスイッチなどの焼損及び消火活動による水没により交換。

続きまして、マテリアルリサイクル設備操作盤が108万1,341円。こちらも消火活動による水没によりまして計装品などを交換、点検、清掃を行った費用でございます。以上が詳細な内訳となります。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） 32ページの公園の井戸の関係で、以前もやったんですけれども、海老名市の条例では市内に井戸を掘削するのは届けが必要だということで、本郷公園内の井戸の掘削では、高座清掃施設組合は海老名市に連絡しないで井戸を掘り、市の条例違反になりました。また、県の条例では、一定量の地下水をくみ上げる場合は、100mを超えるより深いところにスイッチポンプをつけなければいけないという条件があるんですけれども、本郷ふれあい公園のこの井戸は、当初予定よりも途中で浅くしたために、現在は揚水量が少ないために違反じゃないんですけれども、今後、すぐ第二期工事をやると、その井戸が完成した時点では、現在の井戸が機械式というか、水中ポンプなんか全然使えなくなって、使っちゃうと、合計すると違反になる。浅いために違反になるという状況があるんです。

それで、現在の井戸もあつという間に使用できない状況なんですけれども、さらに施工業者は、井戸内に設置する予定のシリンダーつきの機材を、完成図面はここにあるとなつただけけれども、実は調べてみたら、掘った場所が違うために真つすぐ下りないということで、それもごまかした図面が出されたと。

それから、公園が引き渡されて1か月後ぐらいに、手押しポンプを操作してみたら、実は1か月後には水が出なかったという状況で、業者の責任というのはかなり大きな問題があるんですけれども、さらに公園の芝生のほうにはかなりの小石が取っても取っても出てくる状況だと。それから、組合のほうにも測量をしてほしいと言っているんですけれども、広場の真ん中がくぼみで、一雨あると数日は使えないという状況で、今後もどんどん下がっていくんじゃないかという状況があるんです。

それから、去年の時点で私が情報を取った中では、組合の説明では、技術職員は三市から出ている職員で、公園のほうは事務職の人がやっているということで、なかなか分からなかったというんだけど、先ほどの説明だと、私にはいないと言っているながら、実はいたというのが分かったんですけれども、その人がまた同じことをやっちゃったら、何にもやらない。事務職の人だから技術的に分からないのかなと私も諦めていたけれども、専門の技術職の人がいて、今後もその人がやるんだったら最悪の事態だなと思うので、そのあたりの一連の問題をどういうふうに考えているかということ。

それからあと、29ページのスズメバチの駆除はどここの場所でやったのか。この2点、お願いします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、1点目の条例の関係について、私のほうからご答弁をさせていただきます。

ふれあい公園の井戸につきましては、第一工区、第二工区を合わせて一応3か所設置する計画であります。この場合、神奈川県生活環境の保全等に関する条例で許可を取るということで、その許可基準に沿った施工をする予定でございました。しかしながら、この第一工区におきまして掘削した井戸については、第一工区のままであれば県の条例には該当しないんですが、第二工区で井戸を掘ったときには併せて申請が必要になるということで、現状のままでは県の条例の許可が下りないということで、第二工区の施工の際に対応していきたいと思っております。あと、市の条例の届出を失念していたというのがございました。こちらにつきましては、令和2年3月19日に届出をした状況でございます。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 続きまして、井戸ポンプの位置の関係でございます。こちらにつきましては、議員のおっしゃるとおり、ポンプの位置がずれておりました。これについては、施工業者の責任において、今、適正な位置に設置をされております。

あと、公園の水たまりの関係でございますけれども、現在、組合職員がそこを管理しております。その中で、低いところには芝の育成のために砂などを入れておきまして、それによって芝生の育成も大分よくなってきてまして、当初から比べると、以前ほど水がたまるような状況ではなくなってきております。また、やっぱり芝が育成した分、水はけもよくなってきているかなという状況でございます。

それとスズメバチの関係でございますが、こちらは旧事務棟の樹木にスズメバチが巣をつくりまして、それを駆除していただいたための費用でございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 専任参事。

◎専任参事兼総務課長（小野沢直仁君） 先ほどの技術者がいる、いないという

問題ですが、メインは事務屋がやっておりましたが、ここの建設と一緒に兼務でサポートをしていたという内容でございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） 井戸のほうは、結局、組合のほうの技術者の人がちゃんとまじめに修正すれば、海老名市に届けなくちゃいけないと分かっているのに、それをやっていなかったと。また、県のほうのやつは、本来は最初の計画だったら県の許可は届けを出して問題なかったんだけど、そのときは結局、深さを浅くしたために、現在の井戸があと数年で県の条例違反になって使えないという状況がある。このあたりは、技術者さんが補助的にいたというんだったら、その人が三市から来ている職員以外にいたんだったら、その人が本当に井戸を見ていれば、ちょっとした技術者さんだっただけで、掘った場所とポンプをつけた場所が別だっただけで、真っすぐシリンダーがつくわけないというのはすぐ分かるはずなのに。それで、去年いた技術者さんと先ほどの補正予算の人は別の人なのか同じ人か、それをお願いします。

それから、スズメバチのほうでは、場所は今お聞きしたんですけれども、1つ気になるのは、旧焼却炉の北側に森があるんですけれども、これは手を加えない森と。手を加えないということは、あそこあたりはかなりスズメバチが入っちゃうんじゃないかとすごく心配するので、そのあたりは、つくったときは自然のまま放置するということだったんだけど、維持管理としてはちょっと、スズメバチとかアシナガバチ対策から考えたら、ある程度風通しを良くするように、もうそろそろ見直すべきじゃないかと思うんですけど、その点はどうなんですか。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 1点目の技術者の関係ですけれども、当時、三市から来ていただいたのは、技術系の方が2名と事務の方が1名。1名再任用として技術系の方が採用されていたと。その職員は全て新しい施設の建設をメインに携わっておりました。その中で、技術系の職員がいるので、公園のほうの事務を担当している職員が、場合によっては技術系の人にアドバイスを求めたという形なので、手続全てに技術系の職員がタッチしていたわけではないということがございます。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 2点目の第二工区より北側の森の関係、高座の杜ですけれども、こちらは自然林という形で、手を入れないことというコンセプトでやっております。ただし、スズメバチとか、そういった危険なものがあるところにいることが確認されれば、それはその都度、駆除していきたいと考えております。以上です。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） すみません、ちょっと答弁を間違えました。今回採用した職員と同じ職員かということですが、それはまた別な人間です。以上です。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） 井戸のほうは、今後、第二期工事でもまたいろいろチェックさせてもらいます。

それで、スズメバチが森の中へつくった場合に、なかなか人が入れないと。ちょうどこっちの駐車場側から飛んでいけば分かるけれども、反対側から飛んだら、ほとんどもう線路側からハチが入ったら見えないんだけど、そのあたりは定期的に誰かが見るとか、一番スズメバチの可能性のあるのはあの森が可能性があるので、そのあたりは、ある時期には定期的にチェックするかを教えてください。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 現在、組合職員において、場内の巡視は毎日行っておりますので、そういったものがあれば、都度、報告されてくると思います。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） では、7点質問いたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、決算書14ページから17、25ページ、職員数について、清掃総務費分も含めてなんですけど、伺います。2019年度からごみ処理業務が直営から高座エコクリエーション株式会社、SPCによる長期委託に変わりました。そのことで、今後20年間は、組合の中心的な業務であるごみ処理業務が外部委託になりました。職員の体制も大きく変わり、正規、非正規合わせた職員数が、2018年度に

は86人でしたが、2019年度に67人と減少しています。業務や職員体制が前年度はどのように変わったのか、まず伺います。

2点目、19ページ、負担金。本郷自治会費54万円、新宿町内会費12万円が支出されていますが、支出の根拠はどのようになっているのか伺います。

3点目、同じく19ページ、補助金。根公害対策委員会に55万円、新宿町内会婦人部に60万円、高座清掃施設組合処理場対策協議会に68万円、宮原自治会に35万円支出していますが、各補助金の実績についてお聞かせください。

4点目、4款衛生費1項清掃費2目塵芥処理費、29ページ、31ページにまたがります。最終処分場について伺います。最終処分場は満杯になり、役割を果たしておりますが、まだ閉鎖できずにあります。最終処分場の閉鎖基準ではないカルシウムを組合独自で閉鎖基準値に加えたために、数値が下がらないことが閉鎖できない原因になっていると承知しておりまして、基準の見直しをこれまでも求めてきました。2019年度中、最終処分場閉鎖に向けて、県や近隣住民との協議や意見交換など、したことがあれば伺いをいたします。

5点目、31ページ、委託料、塵芥処理施設等管理運営業務8億3,230万4,473円。2019年度は新たなごみ処理施設が稼働し、焼却炉の大きさは旧炉と比較して3割小さくなりました。クリーンセンターの稼働日数は2炉とも300日としておりましたが、実際には345日稼働しておりました。2炉ともほぼフル稼働の状態です。まずはこの状況についての認識と評価について伺います。

最後、7点目、同じくこの運営費なんですが、業務委託のうち、主灰、いわゆる飛灰の資源化について伺います。資源化する施設が複数あると思いますが、各リサイクル施設への搬入量、資源化後の用途について、組合に報告が上がっているのでしょうか、伺います。以上7点、お願いします。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） では、1点目の職員の関係でございます。人数の変化等ご指摘ございました。こちら、以前はご指摘のとおり直営でやってございまして、正職員の焼却炉の運転のほか、臨時職員とかで運転のほうも携わっておりまして、昨年度、SPCに替わったことで、運転に関する臨時職員も減らしたということで、大幅に減っているという見方でございます。

業務内容ですけれども、今言いました、今までは運転、焼却全般、全てうちの

職員でやってございました。それがSPCに移行させましたので、新しく発生した業務として、そのSPCに対するモニタリング、きちんとノウハウを生かして安定的に運営しているのかというモニタリングの業務とか、また、公園もつくりましたので、その公園の維持管理というところに変更の業務が出てきているのかなと考えてございます。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） では、2点目の自治会費等の関係でお答えをさせていただきます。私ども高座清掃施設組合は、三市の市民から日々出されるごみの処理を行っている施設でございます。現在の人口でいきますと、三市で35万人の市民の生活の安定に努めている状況でございます。これには、これまで50年を超える長い期間の地元の皆さんのご理解とご協力があります。こういった地元の皆さんに対していろいろご迷惑をかけている地域内の一事業所として、地域の皆さんで組織される自治会、町内会等で皆さんに共通する公益的な事業とか地域活動の一助として使っていただくということで、地元の皆様とご相談して今に至るというのが経緯と歴史でございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） まず、最終処分場について、地元と協議をされているかというところでございます。毎年、年2回、打合せの場を持たせていただきまして、その都度、そういったお話をさせていただいております。

続きまして、焼却炉の日数の増加のことでございますけれども、やはり先ほどのごみ量が、現状の計画と乖離しているところは危機的状況だと考えております。この量については組合からも、構成市へ発信させていただきまして、減量をお願いしているところでございます。

続きまして、焼却灰等出たものの資源化の搬出先でございます。現在、灰等につきましては3者へ搬出してございまして、最初がメルテックでございます。こちらは主灰が2,322.09 t、飛灰が797.61 t、合計3,119.7 tでございます。続きまして、ツネイシカムテックス、こちらは主灰が3,479.14 t、飛灰が1,192.46 t、合計4,671.6 tでございます。最後ですけれども、中部リサイクルでございます。主灰が1,301.49 t、飛灰が493.45 t、合計1,794.94 tでございます。総合計といたしまして、主灰が7,102.72 t、飛灰につきましては2,483.52 t、合計

9,586.24 t でございます。

再資源化された後の利用方法でございますけれども、溶融処理された溶融還元石と言っておりますが、こちらの用途につきましては、舗装材料として路盤材やインターロッキング、護岸工事などに利用されております。また、灰に含まれている金属類も溶融メタルとなりまして、製錬工場にて金属原料などにリサイクルされております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 専任参事。

◎専任参事兼総務課長（小野沢直仁君） 補助金の実績についてでございますが、まず、ごみ処理施設の更新が決定するまでは、他市のごみ処理施設を中心に実施し、その後、施設完成後については、余熱利用施設の視察研修を実施しております。令和元年度の実績で申しますと、根公害対策委員会に対しては、静岡県袋井市の余熱利用施設、風見の丘を視察しております。新宿町内会、これは婦人部と書いておりますが、ここにつきましては、茨城県つくば市の健康増進施設、つくばウェルネスパークと群馬県前橋市の屋内温水プール、六供温水プールに視察研修をしております。次に、処理場対策委員会につきましては、茨城県筑西市の健康増進施設、筑西遊湯館や、埼玉県川口市のスポーツ公園などを運営しているなぐわし公園ピコアを視察研修いたしました。宮原自治会につきましては、視察ではなく、地元の中川あじさいロードの清掃や調査の活動に対する補助金でございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 2点目、質問いたします。1点目の職員体制についてなんですけれども、中心的な業務が委託になって変化してきていると認識をしています。まず、現在の職員の平均年齢をお聞かせください。それと、今後の職員体制の方針と職員採用についてどのようにお考えになっているのかを伺います。

2点目についてですけれども、事務局長が答弁している背景等は理解しましたが、根拠、書面で交わしたものなどがあるのかどうかについてお聞かせください。

3点目についてなんですけれども、宮原自治会は藤沢市内の自治会だと思っております。アジサイとか植栽関係の補助金とのことでしたけれども、やっぱり各構成三市も、各自治会への環境保全等の対策費についてはなかなか金額的なものも

様々あると思うんです。35万円というのは高いんじゃないかなと。それは海老名の例から取ってもなんですけれども。その宮原自治会への補助金の支出の根拠はどのようになっているのか。定期的にそういう懇談を地域の方とやっていらっしやるのか、始まった経緯も含めて、もう少し教えていただきたいと思います。

最終処分場のことですが、年2回打合せ等をされているということでしたけれども、カルシウム基準については、近隣の方、県のほうも含めてですが、どのように考えておられて、組合としては今後どういうふうを考えていきたいのかについてお聞かせください。

それと最後、高座のこのごみ処理場の運営についてなんですけれども、昨年度345日稼働をしていました。今年度の稼働日数の見込みについて伺います。また、来年稼働3年目を迎えて、定期点検も出てくるかと思えます。組合からもそう聞いておりますが、本来、稼働日数を300日以内にしなければならないはずですが、ごみの搬入量が減らなければ稼働日数も減りません。もちろん構成三市でごみの搬入量を抑えなければなりません。組合として、稼働3年目以降、稼働日数が300日を下回らなかった場合、どのような対応。ごみ処理がし切れない場合ですね。監査委員さんの指摘もあったかと思うんですけれども、そういった場合はどのような対応を考えているのか伺います。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） まず1点は、職員の関係でありますけれども、こういった形の委託の関係が出ました。今、現実には職員数は前より減っておりますけれども、今、事務レベルで、今後の高座清掃施設組合の運営について、どれだけの職員が必要なのかという形を精査しております。そういった面では、今後、管理部門が必要な部分については順次採用しないといけないと思っておりますけれども、いわゆる現業の部分については委託部分も多くなりますから、当然採用しなくてもいい状況になっております。そういった場合、今後の将来計画を踏まえて、三市の首長と相談しながら対応していきたいと思っております。

そして2点目のいわゆる負担金でありますけれども、高座清掃施設組合は、いわゆる公共施設でありますけれども、三市の公共的なことを担っておりますけれども、本郷自治会からすると1つの事業所であります。ゼロックスが一番大きいわけですが、その部分では2番目に大きい施設になっております。

そういった部分では、本郷の自治会に対しては、事業所負担金をそれぞれ自治会に。海老名市内は、50幾つの自治会に事業所負担というか賛助金として出しているわけでありまして、それは均衡を失しない程度に、ちゃんと本郷自治会と町内会であります新宿に出しております。本郷の場合は町内会は独自で事業をやっておりますので、そういった部分を考えて支出しております。

宮原については、当然宮原は周辺でありまして、いわゆる南側が宮原地区になります。昔は相当被害があったそうでありまして。そういった部分を考えながら、それでは被害があったから出すという話じゃなくて、そういった部分で、宮原として環境整備をしていきたい、こういったことをやっていきたいという形の中で精査をし、それは新宿や根の公害対策委員会には補助要綱にのっとったものについて認めて支出をしているということが現状であります。これについてはそういった形であります。

それから3点目の最終処分地の閉鎖というのは、吉田議員さんが言う閉鎖というのはどういうことを言っているかといったら、カルシウムが何とかじゃなくて、閉鎖をするというのは、前提となるのは使わないということです。使わないということは、あそこはうちの土地じゃありません、借地であります。借地。ここに、議案書にちゃんと書いてあります、借地料。借地である以上は、閉鎖する以上は、その部分をお返しするのかという問題であります。そのときに、そのお返ししたときに、その基準値がどうあろうと、地権者の皆さんは、あの最終処分地に入っているものは廃棄物の灰が入っているわけですから、いわゆる基準値がどうか何とかじゃなく、ゼロにしろという言い分は持っています。その部分では大変難しい問題であります。ここで議会が閉鎖をしろとか、それについて何とかでなく、地元の借地の地主さんの方たちとどうやって今後、あの最終処分地について考えていくかというのを今始めております。

しかしながら、そういった部分ではクリーンセンターができました。それからこの解体の問題もあります。公園の問題もあります。最終処分地を今後どうするかといったら、地元の地権者の皆さんの意見を聞きながら、どう対応するかという問題です。あの処分地の下に入っている廃棄物を溶融化してゼロにするには数十億かかります。積算では100億かかるとも言われております。そういったことが現実にできるのか。しかしながら、それは基準値以外の問題ですよ。だけれど

も、地元の皆さんが返してくれと言ったら、あるものを全部ゼロにしてくれというのは当然じゃないですか。皆さんもそうだと思います。そういった微妙な点がありますので、今、ここ現実の中で、いつ閉鎖するかとか、カルシウムが幾つかとか、そういう問題じゃなくて、今、真剣にその最終処分地についての方向性を見いだそうとしております。

それから、稼働の問題につきましては、私ども、いわゆる廃棄物処理計画にのっとってつくってまいりました。国の補助金は減量化に向けた焼却炉にしろという形の方向でありました。よって、私どもは将来の人口を踏まえた中でやっていますけれども、現状が、いわゆる三市の人口が微増であったり、あるいは減っていない状況、あるいは事業所が増えているという状況、これは地方と全く違う状況であります。しかしながら、国の補助金をもらう以上は、減量に向けた計画をつくっていく。その減量化に向けたのが30%減量でと出ていました。そういった部分では現状に合わない部分があります。その稼働日数が大幅にオーバーしていることは事実であります。これについてどうやっていくかというのは今後の課題でありまして、議員さんが言うとおりの、今稼働日数がどうか、将来幾つか、そんな現状を今言えるわけではありません。今、現実の中で、これをどうやってクリアしていくか。

ここの人口減少はあと5年後に始まってまいりますから、そのときにはある程度問題はないでしょう。しかし、この5年間をどうやってやっていくか、今、苦心をしているところであります。そういった部分についてはしっかりとした方向性を持たないと、議員さんが言われる前に、私どもは、いわゆる点検もしないといけません。そういったものの点検の期間を取らないといけない。そういったものを含めまして、今、検討に入っております。

最終的に、稼働日数とか職員の平均年齢とか細かい部分については、文書で後ほど提出させていただきたいと思っております。以上であります。

◎議長（吉田義人君） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 答弁していただきたいなと思うんですけれども、組合長がそうおっしゃったので、文書でご答弁をいただきたいと思うんですが、先ほど、高座は自治会にとっては事業所だとおっしゃいましたけれども、やっぱり事業所じゃないですよ。公共団体なんですよ、一部事務組合として。三市の税金、公

費で運営をしている施設です。だから、それは35万人市民の税金で運営しているということも、やっぱりその見方は必要だと思うんです。

自治会費については、私も近隣の焼却施設の川崎市、大和市、厚木市等に聞きましたけれども、自治会費の支出をしているところはどこにもないんですね。だから今後、負担金とか補助金の在り方については根拠をちゃんと示すことが、35万市民に対して必要だと思います。そういう意味では、そういった整理についてはどのように考えていかれるのかについてもちょっと聞かせていただきたいと思っています。

先ほど宮原自治会のこともありましたけれども、これも同様に背景はいろいろあるかと思うんです。でも、35万円、環境の花植えとかに使うことが果たして本当に今後続けていくのかということも、ちゃんと議論していかなくちゃいけないとやっぱり思います。そういう見直しについても考えていかれるお考えか、組合長に先にお聞きをしたいと思っています。いや、それは組合長にご答弁いただいたので、ぜひご答弁いただきたいなと思っています。

それと最終処分場についてなんですけれども、カルシウムがどうこうって、そうじゃないというその背景はよく分かります。でも、結局、その基準が下回らないかどうかということで、最終処分場を閉鎖できないがそのまま棚上げになっているので、そういう意味では、なぜ閉鎖しないのか、できないのか、今、組合長がおっしゃったように、きちんと議会にも説明して、一緒に考えていくことが必要だと思うんです。全て熔融処理って難しいと思いますから、買上げも含めて、やっぱりそういうような議論は進めていかなければならないと思います。この点について組合長から何かあれば、ご答弁願いたいと思います。以上です。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） それは、負担金、補助金という形の中で支出しています。私、分からないのは、吉田議員さん、これはおかしい、ゼロにしようと言っているわけ？ 自分の意見を言わないで見直せ、見直せって、どういう方向で見直すんですか。私は、最適な見直しの仕方って、三市のごみの搬入量によって1 t 幾らで地元に出すべきだと思いますよ、はっきり言って。そうすると莫大なお金になっちゃうんですよ。だって、それはそうじゃないですか。車だって通過しないものが通過しているわけですよ、本郷に。そうでしょう。だから、ここで

焼却をしているということは、それぞれ今まで50年間。今は最新型のあれですよ。その前の50年間、どれだけ地元が辛抱してきたか。そういうことを考えたときに、いわゆるお金の額の問題、出し方の問題はあるかもしれませんが、それは地元と相談をしてやってきたことなんですよ。その部分でおかしいとかがあって、監査請求をやっていただければ、堂々と闘いましょう。私は腹をくくってやります。腹をくくってやらなきゃ処理場なんか運営できないと思っていますから。

そういった部分では、見直しをする、どうやっていくか、いろいろあります。新しい施設に、それについても地元とは話さないといけない問題なんですよ。議会の論争の前に、地元とこのお金についてどうしようかと。地元の理解と納得がないとできないという問題があります。よって、見直しをすることはいいです。しかし、ゼロにすることはできません。よって、ゼロにしないように。いわゆる地元の要望がありますから、その部分については見直しをするということは前から出ているんです、はっきり申し上げて。どういう形でやろうかと。その部分の調整がつかないから今の現状になっているということをご理解いただきたい。私ども、全く話したことがないというわけではありません。少なからず事業所としての判断をされている以上は、事業所としての負担金とかを出しているという形でやっております。

最終処分地の関係は、はっきり言って、もう公園ができることから、あの処分地がいわゆる管理型になったので、何十億もかけて水処理も行っています。それで人的被害、影響はないと言われていています。よって、それじゃ、あそこをどうしようかというとき、ドッグランでも、散歩のあれでもつくろうかという話もあったんです。それは具体的に大和がやっているじゃないですか。大和のドッグランは最終処分場でやっています。小さな子供が遊ぶという形にはできない、公園という認定はできません。だけれども、ドッグランならできるという話があって、私どもも研究に入ったんですね。ところが、やっぱり地域、周りの皆さんが、その部分では、犬が嫌いな人がうるさいという人もいらっしゃる。そこに問題があった。

しかしながら、今、第一工区が、いわゆる公園ができています。その公園の横には県道があって、22号線があって、トンネルがあるんですね。そのトンネルを

通過すると処理場に行きます。これは一体感の中で使えるだろうという考え方を持っています。そういった部分では、閉鎖するに当たっては、利用できるかできないかという形です。地権者の方が買ってくれと言えは買うという話をしています。だけれども、借地のままで置いておいてくれという方もいらっしゃいます。地権者の皆さんは様々違いますので、その部分については臨機応変な中で、私どもは今の処分場をどうやって生かしていくかということを考えていくことによって、三市のプラスになっていくという形の中の活用法を考えたいというふうに思っています。以上であります。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 吉田みな子です。2019年度は、新ごみ処理施設が完成し、高座清掃施設組合の節目の年となりました。構成三市のごみ処理を担っていた一部事務組合の核となるごみ処理業務が長期包括運営委託方式となり、民間による運営になりました。現場を支えてきた職員体制も変わり、今後の体制にも大きな影響が出ます。先ほど平均年齢はちょっとご答弁がいただけなかったんですけども、50歳を超えていると聞いております。新規採用をし、職員を育てていかなければならないにもかかわらず、採用もままならないと思います。

さらに、長期包括運営委託により業務の運営主体がSPCとなり、現場のことを職員が分からなくなってしまうことは、今後のごみ処理行政を担っていく上でも大きな痛手と考えます。議会での予算・決算審議でも、細かな事業費がなくなり、委託料としてまとめられており、中身が見えなくなってしまう、チェックも働きにくくなります。例えばごみ処理施設から出た焼却灰の最終処分について、これまで組合職員が年に1度は直接現場に赴いていたものも、SPCに替わり、

予算書、決算書にも上がらなくなり、分からなくなっていました。ごみの焼却灰などにはダイオキシンや重金属など有害な物質が含まれており、市民の命や健康、環境を守るためにも、適切な処理、管理をしなければなりません。だからこそ公共団体が責任を持ってごみ処理を行い、焼却灰やその残渣も適切に処分し、モニタリングすることが必要なはずです。

私は、新ごみ処理施設建設については、建設前提のプロセスやごみ搬出量の見通しの甘さ、排出量の実態と合わない焼却炉の建設など、様々な問題、課題があったと認識しております。職員体制の方針も出せないまま長期包括運営委託にして、これまで培った知識も技術も組合から失われてしまうことは大きな損失です。

焼却炉が345日も稼働するという異常なことが起きており、今後の対応を考えなければなりません。運営主体がSPCである以上、組合が独自で対応できないこともやはり問題です。委託になり、中が見えにくくなったからこそ、これまで以上に積極的に情報公開に努めるよう求めるとともに、焼却炉を長く使い続けるためにも、焼却炉の稼働日数の上限を毎年度ごとに提示し、無理な稼働は決してしないこと、構成三市にも組合の焼却炉の稼働日数が限界を超えていることを具体的に伝え、ごみ搬入量の削減を求めていただくよう要望いたします。

最後に、総務管理経費、一般管理費における負担金や補助金の在り方についてなんですが、先ほど組合長からもどうなんだと。それは歴史が色々あると思いますので、廃止をしろと私は申しておりません。ただ、その支出については根拠を明確にして、税金、公金が支出されていたということで、ちゃんと説明ができるような形に整理をしていただきたいと思います。監査請求で受けて立つと、そういうようなことではなくて、ちゃんと説明すればそれは理解し納得できるはずですので……（「あんたが納得しないだけだよ」と呼ぶ者あり）そのような、そのような不適切な野次、やめていただけないですか、組合長。きちんとやっていただきたいと思います。と求めて、討論いたします。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） では、最後に反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本件を認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（吉田義人君） 挙手多数であります。よって、認定第1号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後0時25分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和2年10月30日

高座清掃施設組合議会議長 吉田義人

高座清掃施設組合議会副議長 松澤堅二

高座清掃施設組合議会署名議員 たち登志子

高座清掃施設組合議会署名議員 熊切和人